



the most beautiful
villages
in japan

中札内村は「日本で最も美しい村」連合に
加盟しています。

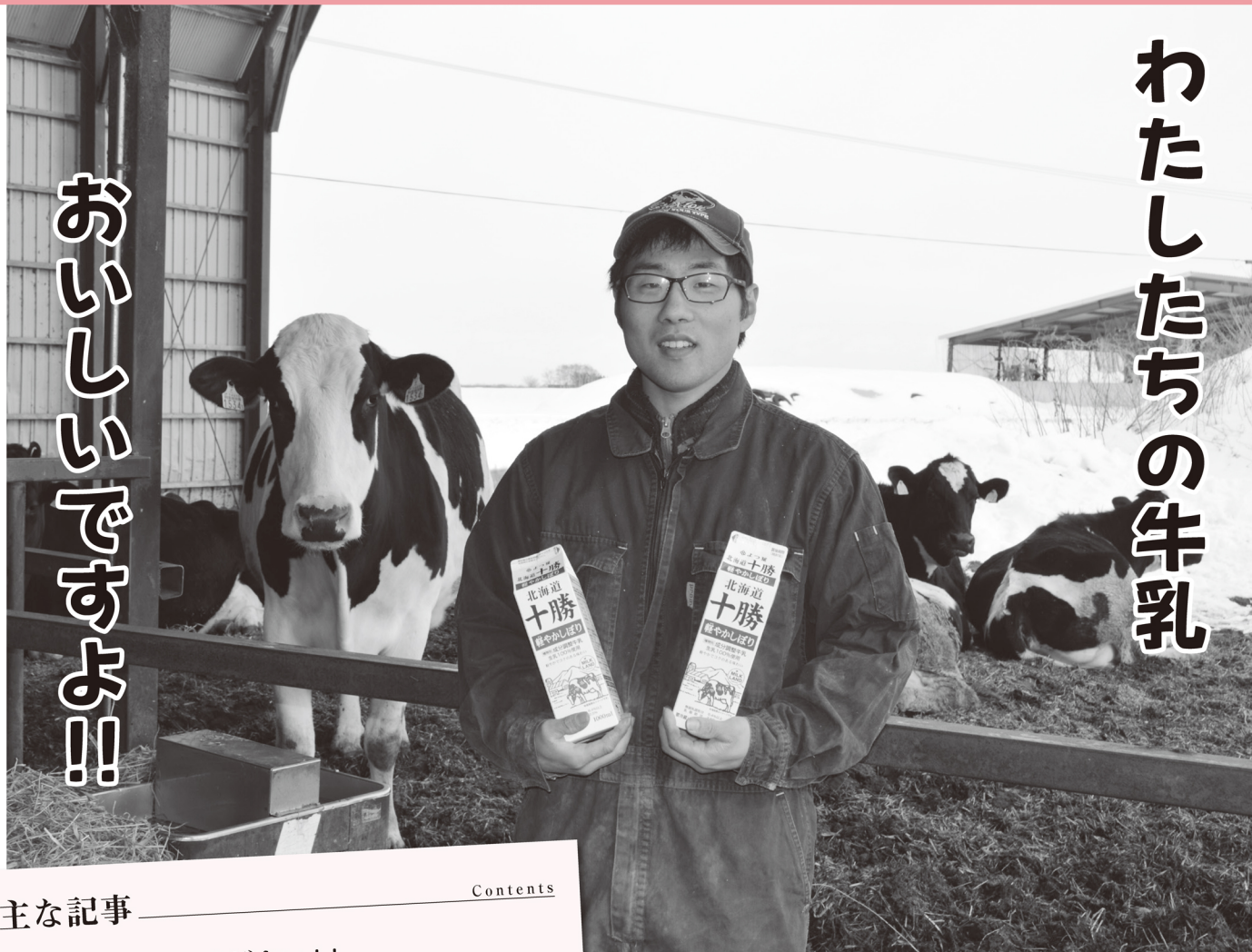
なかさつない 農業委員会 だより

HOKKAIDO NAKASATSUNAI

2025年
NO.48

令和7年3月

◎発行 中札内村農業委員会 〒089-1392 電話(0155)67-2498 FAX(0155)67-2156



主な記事

Contents

◆ちょっと待ってください!!

「農振計画(農振法)」「農地法」…… P2

農業者年金(新制度)

「特例付加年金」…… P3

◆農地制度の改正・アメリカネナシカズラ… P4

◆久保田さん夫妻就農 …… P5

◆大切なお知らせ……P6



今年1月に第三者継承で就農した久保田良さんと、大切に育てている乳牛たち
関連記事は5ページをご覧ください

中札内村農業委員憲章

一、農業委員会は、
農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員会は、
食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員会は、
農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の
発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一、農業委員会は、
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。

一、農業委員会は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

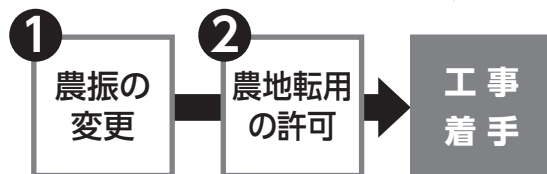
平成二十八年十月二十五日制定

農村地区に建物を建てる前に、 確認をお願いします！



ちょっと待って
ください!!

農村地区に建物を建設する場合、「農振計画（農振法）」や「農地法」の制限があるため、自分の土地であっても、次の2つの手続きが必要となる場合がありますので、**早めに産業課及び農業委員会へご相談ください。**



農振での手続き（担当：産業課）

【農業振興地域整備計画（農振法）受付スケジュール】

	申請の種類	申請締切	手続き完了見込
第 1 回	軽微な変更	5 月末	6 月末
	除外・用途変更・編入		8 月末
第 2 回	軽微な変更	8 月末	9 月末
	除外・用途変更・編入		11 月末
第 3 回	軽微な変更	11 月末	12 月末
	除外・用途変更・編入		2 月末
第 4 回	軽微な変更	2 月末	3 月末
	除外・用途変更・編入		5 月末

申請に必要な書類

- 変更地の測量図面（求積図）
- 立面図 ●平面図
- 金額が確認できる見積書
- その他必要に応じた書類

・軽微な変更

農地から農業用施設用地への1ha未満の変更。

・除外

農用地区域に指定された土地を、農業以外を目的として利用しようとする場合。

・用途変更

農地(1ha以上)に、業務のために必要な格納庫等の農業用施設を建設しようとする場合。

・編入

宅地(農用地区域に指定されていない土地)に格納庫等の農業用施設を建設するなど。新たに農用地区域に編入しようとする場合。

計画変更（農振除外）する場合、土地の条件により除外できない場合があるほか、申請する土地の用途区分の確認が必要となりますので、建物等を建設予定している場合、まずは産業課までご相談ください。

農地法での手続き（担当：農業委員会）

農地を農地以外の用途に使うことを「農地転用」といい、手続きが必要です。

※農地転用の手続きを行わないで建物を建てると農地法違反となります。

◎農地転用の手続きをするには

農業委員会へ申請書および必要な書類を添付し提出してください。
(書類の作成は、司法書士等に依頼することができます。)

◎農地転用の流れ

※建設予定地の面積が30a以下の場合

農業委員会へ書類の提出(毎月10日締め切り)
※休日の場合はその前の平日

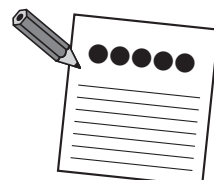
農業委員会総会に諮る
(毎月25日前後)

許可

許可が出るまで約1か月
最大でおよそ1か月半

※転用面積が30aを超えている場合は、北海道農業会議への意見聴取が必要となり、約2～3か月の時間がかかります。

※自作地に、農業用施設・作業通路等を含む転用面積が200㎡未満の場合、農地転用の許可は不要ですが、農業委員会への届出が着手前に必要ですので、早めにご相談ください。



農業者年金（新制度）

ちょっと待ってください!!

「特例付加年金」を受給するためには要件を満たした「経営継承」が必要です!!

65歳から(60歳からの繰り上げ可)手続きが必要です
 ◎保険料の国庫補助金(政策支援加入)を受けていた方
 ◎60歳までの保険料納付済期間が20年以上ある方

特例付加年金

農業者老齢年金

◆農地（村外地含む）や畜舎等の名義変更

自作する農地を60歳未満の後継者・第3者に対して、所有権を移転するか、10年以上の期間を定めて貸付けることが必要です。農地については、農業委員会の許可が必要となりますので、期間（予定している裁定請求の6ヶ月前が目安）に余裕をもってご相談ください。

また、借入している農地や畜舎等については解約や後継者への利用権設定が必要となります。

※家族経営協定書の破棄又は経営関係部分から外れることが必要。法人構成員の場合は、常時従事者（150日以上）たる構成員でなくなることが必要。従業員としての活動は可能。

◆諸名義の変更（裁定請求後、遅くとも、最初の現況届を提出する時まで）

農業共済、経営所得安定対策等交付金、農業所得の納税申告（青色申告等）、農業経営改善計画（連名の場合は変更不要）

上記の要件を満たす方で、手続きを希望（ご自身の判断で受給開始時期を選択）される際は農業委員会（☎67-2498）へお問い合わせください。



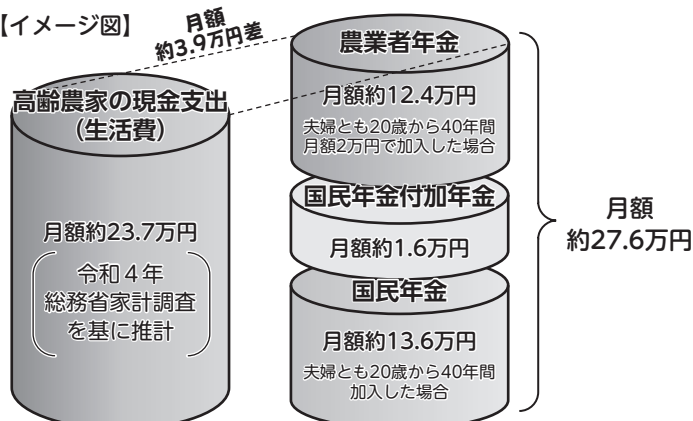
農地と農地以外の地目が混在している場合は、農地面積を確定させるために、測量や分筆、農業委員会による地目の確認が必要となる場合があります。

**経営継承
農地の贈与**



後継者等

【イメージ図】



老後生活を国民年金だけでは不安ではないですか？

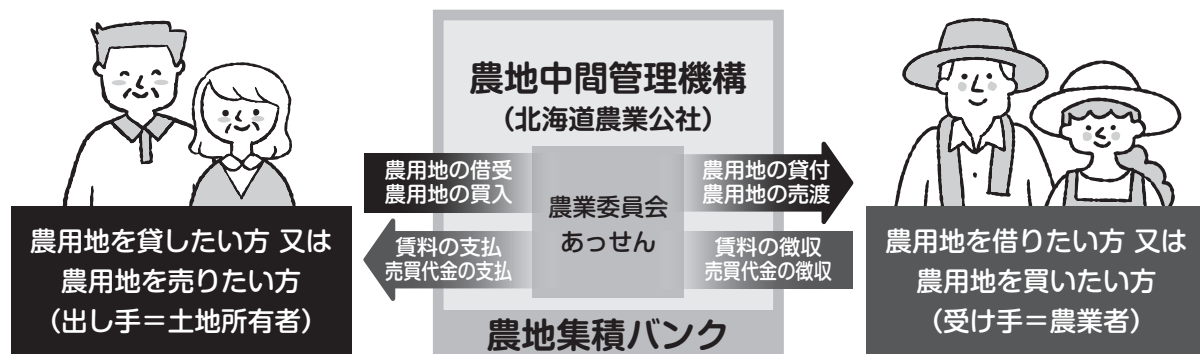
高齡農家の現金支出は令和4年の推計で、月額約23万7千円、年額では約284万円とされています。（令和4年総務省家計調査 夫婦高齡者無職世帯を基に推計）

農業経営している間に農業者年金に加入しコツコツ蓄えることで、引退後の老後生活の安定を支えるためにぜひ加入しませんか？

令和7年4月から農地の契約が一部変わります!!

農業委員会の「あっせん」による売買・賃貸借は、すべて農地中間管理機構（北海道農業公社）を経由することになります。

※令和7年3月までに「あっせん」により既に賃貸借契約をされている場合、期間満了まで有効です。



※賃貸借の場合、農業公社への手数料は無料ですが、売買の場合、手数料がかかります。

※令和7年4月以降の契約から随時適用されます

※農地法第3条（相対）による売買・賃貸借の手続きについては、変更ありません。

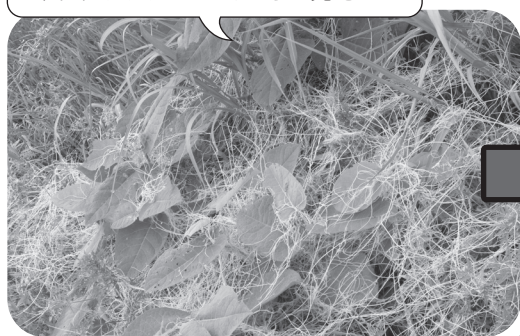
令和6年9月発行47号・4ページでも詳しくお知らせしています。▶



アメリカネナシカズラ

- ▶ キク科 ▶ 北アメリカ原産
- ▶ 主な生育地 畑地、道端、河川敷等

ネットがかかっているように見えます



絡みついた植物から栄養を奪い多くの花をつけます



乳白色の3mmほどの花をつけます

花から実へ

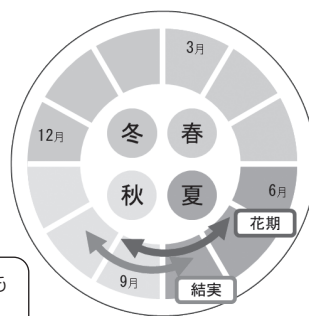


種は50年以上、動物の胃中에서도生存すると言われています。

生態

一年生の植物で茎は細く薄い黄色でほかの植物に絡みつきます。はじめは地上に生えますが、宿主に寄生すると根が無くなり、7月～9月に花が咲きます。花は複数まとまってつき、やがて花の部分が種になります。

周期



カラー版はこちら

外来種被害予防3原則

入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から「入れない」。

捨てない

飼育・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」。

拡げない

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」。

放置すると著しく繁殖し、一面黄色い大群落になってしまいます。道路沿いに生息することが多く、近くに畑がある場合は作物に被害を及ぼしてしまう可能性も考えられるため注意が必要です。

3年間の研修を経て第三者継承で

今年1月から酪農経営を開始

久保田良（りょう）さん・伊都美（いづみ）さん夫妻が今年1月から第三者継承により、西札内地区で農地約35ヘクタール、乳牛約140頭で経営を開始しました。

良さんは帯広市出身、伊都美さんは大阪府出身でお二人とも帯広畜産大学を卒業後、一旦就職しましたが、酪農経営への強い思いがあり、令和4年4月から、村内での営農研修を受けて、本村では約20年ぶりの第三者継承による就農となりました。

久保田さんご夫妻は、「地域の方々や農協、役場、普及センターのご協力のもと、中札内村で就農することができました。皆さんにご協力頂きありがとうございます。これから、今まで学んできた事を活かしながら、牛の観察を徹底して健康な牛群をつくり、安定した生乳生産に努めていきたいです」と、今後の抱負を聞かせていただきました。



おびしんキューピット

帯広信用金庫が開設している結婚相談所で、十勝管内在住者向けに、婚活支援事業を実施しています。

会員制で、プロフィール、結婚相手の希望条件、写真などを登録し、双方が会ってみたいとなれば、おびしんキューピット事務局が1対1のお見合いをセッティングしてくれます。また、最初のお見合いの際、名前等の個人が特定できる情報は明かされず、30分程度お話しした後、別室で事務局から交際を希望するか確認があります。双方が希望した場合、初めて名前等を教えるといった流れになっており、プライバシーの面で気軽に参加することができます。

仮予約はこちらから!!



☎0155-67-7845(直通)

お相手を探している方利用してみませんか?

中札内村から
お知らせ

産業課 産業グループから

☎67-2495

農地や生活を守る!

防風保安林の効果について



- ・強い風から農作物や住環境を守る
- ・吹雪による視界不良や吹きだまりから道路や家屋を守る
- ・風食、表土や肥料の喪失を防ぐ
- ・土煙による交通事故を防ぐ
- ・地温を高め、作物の成長を早める

防風保安林へのごみ(野菜残さ等)の投棄は犯罪です

防風保安林は、上段記事のとおり皆様の生活や農作物を守る大切な財産です。

野菜残さやごみなどを捨てることは不法投棄にあたり、生育環境にも悪影響を与えます。

※警察と連携して、不法投棄防止に努めています。

中札内村から
お知らせ

住民課 住民グループから

☎67-2493

ヒグマに注意！

山菜採りが盛んな季節になりますが、ヒグマによる人身事故が各地で発生しています。

(注意事項)

- ・食べ物やごみは必ず持ち帰る
- ・一人で野山に入らない
- ・野山では音を鳴らしながら歩く
- ・事前にヒグマの出没情報を確認する
- ・薄暗いときには行動しない
- ・熊のフンや足跡を見たら引き返す



農地賃貸料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃貸料水準(10a当たり)は、次のとおりとなっています。

※平均額の百円未満は切捨て(公社賃貸除く)

締結(公告) された地区名	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	件数
中札内全域	8,100	10,000	5,000	48

<農地に関する各種申請手続き>

毎月10日までをお願いします！

農業委員会では毎月1回(原則として月の25日前後)に総会を開催しています。農地の売買、貸し借り、転用等の申請をする場合は、毎月10日(休日の場合は前日)までに申請書を農業委員会へ提出してください。

過去の農業委員会だよりを

QRコードから
ご覧いただけます。



農業委員会だより第48号
発行 令和7年3月

是非お寄せください。
ご意見・ご感想などを

委員長 佐田 充隆
委員 大内 正樹
委員 鈴木 克仁
委員 山口 聖子
委員 加茂 裕雄

〈広報委員〉

中札内村から
お知らせ

産業課 産業グループから

☎67-2495

火入れの5日前までに許可申請を！

現在、法律により野焼き行為は原則禁止されていますが、農業や林業を営む上でのやむを得ない廃棄物の焼却(火入れ)は例外として認められています。ただし、無許可での火入れは、万一林野に火が燃え移った場合、火災場所の特定が遅れ、大規模な林野火災になりかねないため、村では火入れに関する条例で森林の周囲1kmの範囲内にある土地に火入れをする時には、**火入れをする5日前までに許可申請をさせていただくこと**としています。

林野火災の防止のためルールを守って火入れをしていただくようご協力をお願いします。

□申請方法

役場産業課へ申請書を提出してください。(申請書は、産業課にあります)

□火入れで焼却が認められているもの

農業や林業を営む上でやむを得ない農作物残渣や伐採した木の枝などの廃棄物

※**廃プラスチック・廃ビニール等の石油由来の農業廃棄物(ビニールシート等)を燃やすことはできません**のでご注意ください。

農地所有者の皆様へ 農地のあっせんについて ご協力ください

あっせん(農業経営基盤強化促進法)による売買や賃貸借を希望される場合は、元気な時に次の点にご協力ください。

(売買の場合)

- ・現地調査の実施、測量・分筆が必要となる場合がありますので、冬季の積雪を考慮し、夏頃までにご相談ください。

(賃貸借の場合)

- ・現地調査が必要となりますので、冬季積雪期を考慮し、秋頃までにご相談ください。